

(第一類 第八号)

第二十四回国会
衆議院

農林水産委員会議録第十八号

(三三三)

昭和三十一年三月九日(金曜日)
午前十時五十一分開議

出席委員

委員長 村松 久義君

理事吉川 久衛君 理事笹山茂太郎君

理事白濱 仁吉君 理事助川 良平君

理事山口長治郎君 理事中村 時雄君

理事芳賀 貢君

赤澤 正道君 足立 篤郎君

安藤 覺君 五十嵐吉藏君

伊東 岩男君 加藤常太郎君

川村善八郎君 楠美 省吾君

小枝 一雄君 鈴木 善幸君

中馬 辰猪君 網島 正興君

原 捨思君 本名 武君

松野 頼三君 淡谷 修藏君

伊瀬幸太郎君 井谷 正吉君

稻富 稔人君 石田 有全君

小川 豊明君 川俣 清音君

田中幾三郎君 中村 英男君

日野 吉夫君 久保田 豊君

出席政府委員

大藏事務官 原 純夫君

(主計局次長) 農林政務次官 大石 武一君

農林事務官(農林經濟局長) 安田善一郎君

(農地局長) 農林事務官 小倉 武一君

委員外の出席者

総理府事務官(經濟企画庁) 藤巻 吉生君

開発部調査官(經濟企画庁) 永田 正重君

開発部総合開(第一課長)

大藏事務官 大村 筆雄君
(主計官) 農林事務官 隔原 文二君
(大臣官房総務課長) 専門員 岩隈 博君

三月九日

委員伊瀬幸太郎君辞任につき、その補欠として山下榮二君が議長の指名で委員に選任された。

同日

委員山下榮二君辞任につき、その補欠として伊瀬幸太郎君が議長の指名で委員に選任された。

三月八日

飼料の品質改善に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇四号)

同日

新農業団体の設置反対に関する請願(林讓治君外二名紹介)(第一一六二号)

同(佐竹晴記君紹介)(第一二二二号) 農地改革の行過ぎ是正に関する請願(千葉三郎君紹介)(第一一九〇号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案(網島正興君外四十名提出、衆法第九号)

○村松委員長 これより会議を開きます。

急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑があればこれを許します。足立篤郎君。

○足立委員 最初に事務当局にお伺いいたしますが、この法律の適用によりまして急傾斜地帯として指定を受けました地区において、法に定める農業振興計画を樹立してこれを実行に移す場合、具体的にどのような恩典といえますか、補助金等の差別等がございしますか。現在やっております具体的な事実をお示し願いたい。

○農原説明員 具体的な事項といたしましては、たとえば農道の補助率にございまして、一般の補助率は二割でございしますが、急傾斜地帯におきましては傾斜度によりまして三割、四割、五割と三段階に分けて特典がございします。

○足立委員 今農道のお話だけあったのですが、ほかにはそういう農道に示されているような事実はありませんか。

○農原説明員 補助率の点ではほかの種目については一般と同様でございしますが、ただ仕事の実施の面におきまして、土壌侵食の防止等を急傾斜地帯におきまして最重点的に実施いたしております。

○足立委員 その運用の問題ですけれども、たとえば農道を取り上げて、傾斜度によって三割の補助をするとか、四割の補助をするとか、あるいは最高五割の補助をするとかいう場合に、農道だけの計画でも取り上げるのですか。

か。あるいはいわゆる村作り計画といいますが、その地帯全体の農業振興計画がきちんとできて、それが全体として農林省の承認を得なければ、その部分をなす農道の取扱については認めないというふうな運用をやっているのですか。あるいはそれが農業振興になる一助であるから、一つの役割を果たすから、農道だけでも取り上げるといふような運用をやっているのでしょうか。

○農原説明員 急傾斜法の定めるところによりまして、指定を受けました市町村長がその地区につきまわりの農業振興計画を立てることになります。この農業振興計画が果に上りまして調整され、また農林省に提出されまして国の段階で調整される、その振興計画に基いていろいろな助成が行われておるわけでございします。分析いたしますと、農道単独でございしますれば、その基礎になります農業振興計画をもとにして実施をしておるわけであります。

○足立委員 この法律に基きまして急傾斜地帯として地区を指定する場合にはどういう基準、あるいは条件、またやり方、実際今どういふふうな運用がされているか、その実情あるいは経過を御報告願いたいと思います。

○農原説明員 指定の基準といたしましては、農林省令で定められておりますが、一つは自然傾斜度が十五度以上の地域ということになっております。それから第二は土壌の侵食度が基準に

なっております。これは土壌の流失率が二五%以上、あるいはまた流失速度と申しておりますが、毎年表土が流失いたします。その速度が年三ミリメートルの部分、こういうような基準に基いております。

○足立委員 現在指定をなすっていらっしゃるのを見ますと、各郡単位に指定されておるようであります。その郡を一つの地域として指定されておるといふものにつきましては、何かものさしがあつて、どの郡を取り上げるかというのをやっていると申すか。

○農原説明員 農林大臣が最初に地帯を指定いたします。この地帯の指定は、今御指摘になりましたように、大体郡単位にやっております。当該郡内に八百町歩程度の急傾斜地が存在するというのを目安にいたしております。そういうことで地帯を指定いたしまして、その次に県知事が、その地帯の中の各村々につきまして急傾斜地が五十町歩ぐらゐる村を指定いたしております。

○足立委員 ただいまのお話ですと、一つの郡の中に基準以上の急傾斜地帯が八百町歩以上ある所ということが一つの基準になつておるようでありますが、たとえば小さい郡なんか町村合併をしますとわずかに数カ町村という郡が全国で今たくさんできておる。それで急傾斜地帯というやうなものも八百町歩ないものは郡として取り上げないという不合理が起ると思ひますが、

て指定をする方法をおやりになつてお
ると思ふのですが、これは、実は非常
に矛盾があるということを、この際指
摘したい。と申しますのは、郡とい
うものは現在自治体でも何でもないので
す。郡が補助金を受けて、郡が事業を
やるというのならば、これはいいと思
います。というのは、そういう郡につ
きましては、やはり急傾斜地帯が多
ければ、郡として非常に財政上窮乏を告
げてくるであらうし、補助率を
上げてやるというの理屈が通ると思
う。そうじゃなくして、指定は郡単位
に——今全然郵便の名あてにしか意味
のない郡単位にしばつて指定をしてお
いて、実際は町村単位にしばつて拾
っていくということになりますと、わざ
わざしほり上げるために、そういう郡
といふものの区画を基準にして、一応
網を打つておいて、その中でまたし
ばつていくというふうな行き方をとつ
ておりますから、その他の郡において
非常に気の毒な地区が出てくるわけな
んです。この点についてはどういふ
うにお考えになつていらつしやいま
すか。

○陸原説明員 法律によりますと、農
林大臣は「急傾斜地帯を含む都道府県
の全部又は一部の区域を指定する。」と
いうことが書いてございます。その全
部または一部をどういふ範囲で区切る
かという場合におきまして、郡とい
うのは行政区域でも何でもございせん
けれども、統計上その他の関係からい
たしまして、一応郡の境界をもつて区
切つておるわけでございます。

○足立委員 行政というものは常にそ
ういふ弊害が伴いがちなんですけれど
も、非常に形式的なものをお考えにな

ると、ほんとうに必要なところがか
えつてはすれりたり、便乗的なものが
恩恵を受けたというところになりがち
なものです。提案者に伺いますが、こ
ういふ運営のやり方が、私はかえつて非
常に不公平な結果をもたらしている
とたく信じているのです。この指定を
郡単位になさつていらつしやいます
が、私はもう町村が合併してきて町村
の数も減つてきているのだし、中央政
府で、末端における事情も大体よくわ
かつてきているときなんですから、こ
れはむしろはつきりと、町村単位に
して指定すべきじゃないかというふ
うに考へております。地元のことを言
うと卑しくなりますが、私は地元のこ
とが一番よくわかつているので、他府
県にも同じような例があると思ひま
す。一つの例として申し上げたいと思
ひます。私の地元静岡県の磐田郡北部
地帯、町村をあげますと、下阿多古
村、上阿多古村、熊村、光明村、龍川
村、龍山村、山香村、佐久間村、蒲川
町、城西村、水窪町、こういう十一カ
町村ばかり、いわゆる北遠地帯として
ございます。すぐ隣の人口五万足らず
の小さな周智郡というのがある。その
北部の三倉村、犬居町、熊切村、気多
村、なお大井川筋の上流の榛原郡の北
部の数カ町村、こういふような地帯で
あります。これは標高七、八百メー
ルから千メートルに及ぶ、南アルプ
ス、赤石山脈につながる大山脈地帯で
す。こういつた地域は、その背中合せ
になつております長野県の下伊那郡、
これらはすべて指定を受けているにか
かわらず、南側の静岡県側は一切指定
を受けていない。文字通り耕して天に
至る、その貧乏のべしでありまして、

これらの地区がどういふそばんの
はじき方か知りませんが、おそらく私
がさつき申し上げた、郡の中で急傾斜地
帯の耕地面積と平坦部における耕地面
積との比重を見ての判定の結果ではな
いかと思ひますが、農林大臣の指定が郡
として落ちていくわけでありまして、磐
田郡のごときは南部海岸線に至るまで相
当広い面積を持つていられるわけであ
ります。でありますから、そういう比例
ではじき出してみると、あるいは急傾
斜地帯の面積が基準に達しないという
うなことでも落されていくのかもしれ
ませんが、これは旧町村の数が四十カ
村あった大きな郡であります。こうい
うような北部の十一カ町村ばかりの惨
たんなる急傾斜地に悩まされていられ
が全然適用を受けないという結果に
陥つてしまふのであります。これも私
は非常に不合理だと思ひます。これも
て、なぜそういうところを的確に拾
つて、郡というふうなばく然たる指定
ではなくして、正確に指定をされな
い、それだけの用意が農林省にない
と思ひます。この点につきまして提案
者の御見解を伺つておきたいと思ひ
ます。かような間違つた運用がなされ
るということになりますと、法律を五年
間も延長してなおこういう不公平が
続くといいことは、私もどしどしは
んがでできない。そういう意味におき
まして提案者に御答弁を願つたので
あります。

○綱島委員 ただいまの足立委員の御
質問はごもっともなことでございます
が、もともとこれは郡単位でどうい
うとか郡単位の総面積との比重でどう
いふことではなくて、実態は急傾
斜度と侵食度の問題でございます。そ
の実態に即すれば、一応の行政便宜か
らだけ考へてもうことは非常に実態
を離れると思ひますので、足立委員の
御意見は全面的に賛成であります。法
律の中には別にこのことを制限する規
定はないようでございます。ただ取扱
いは農林当局の政令の範囲に属するこ
とのもうございまして、これはい
づれその通りの用意を農林省もされた
方がこの法律の立法の趣旨に合うと提
案者は存じております。

○足立委員 提案者から全面的御同意
の御答弁をいただきましたから、くど
く申し上げる必要はもうないわけであ
りますが、念のために申し上げてお
きますが、立法と行政との競合の問題が
起つて参ります。提案者から言葉を
いただきまして、私共は安心できないわ
けであります。もしも今後の運用にお
いて違背があつた場合には提案者は再
び提案者となつてこの法律を思い切
つて改正をして、私が申し上げたよう
な公平な、ほうとうに困つておるこ
ろが恩恵を受けられるような処置を断固
としておとりになる決意があるかどう
か、念のために伺つておきます。

○綱島委員 何だか提案権の制限を受
けたような気がいたしました。その点
は少し異議がないこともございませ
んけれども、しかし根本的に考へて、こ
の委員会の性質から考へても、この法
案の性質から考へても、さういふこと
がなお修正されないときは、御趣旨に
沿うような改正案の提案もやむを得な
いことと存じておりますし、そのこと
に當つてもよろしいという意思を持
つております。

○川俣委員 川俣清吉君。
私この際提案者並びに関

係当局に数点お尋ねしたいと思ひ
ますが、この法律は議員提案で出て
るのであります。一体この法律の延
長をなぜ議員提案でされなければなら
なかつたかという点なんです。大蔵局
にお尋ねしますが、こういう財政的な
裏づけの必要なものはできるだけ政府
提案にしたいというのが大蔵省の見解
であつたわけですか。原さん聞いてお
りませんか。

○原政府委員 聞いております。
○川俣委員 それにもかかわらず議員
提案に同意されておるのかどうかとい
う点が原さんにお尋ねしたい点です。
それから提案者にさらにつけ加えて
申し上げますと、国会以外に法規範を
定立する国家機関はないという解釈で
あります。従つて、おそらく立法手続
に国会以外の機関の参加を許さない
という見解に立つて立法手続を議員提
案の形でとられたのではないと思ひ
ます。綱島提案者の見解を承わりたい
です。ただし議員提案だということ、し
かも与党の提案者でありますから、当
然予算の裏づけをもつて提案されな
ければならないと思ひます。提案者と
しては、法律を作るだけでなく、それ
を当然裏づけるような予算を持たない
で提案するということとは、無責任の
しりを受けると思ひます。そこでこ
の点をつけ加えて提案者の説明を承
わりたい。

○綱島委員 これはすべての法案に対
する根本的問題でございますので、
慎重にお答えをいたしてみたいと思
ひます。
旧憲法で立法権が天皇に専属いた
しておりました事情——ただ旧憲法の三

十八条において、両院はおの法の法律案を出すことができるという規定がございました。ただ、実際は立法権というものは、旧憲法の五条によれば、天皇に専属をいたしておったのであります。その習慣が今日の国会にも尾を引いたような感じをいたしておりました。もちろんたゞいまの憲法におきましては、四十一條において立法権は国会に専属するということになっております。それであるのに、どうして一体反対に議員立法というものが輕んぜられて、政府立法というものが重んぜられるか。實際をいへば、不正常的なものをむしろ正常と化し、正常なものを不正常と化するような取扱いで、私もこのことは大へん遺憾に存じておるのであります。もちろん私も提案者の考えでは、政府の立法権は非常に薄弱だと存じております。ただ内閣法の五条に、政府は法律案を出すことができるという規定がございます。これは実は憲法とはそいいたしております。内閣法の第五条に「内閣総理大臣は、内閣を代表して内閣提出の法律案、予算その他の議案を国会に提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告する。」という規定があるのであります。これが政府が提案をなし得るという唯一の日本の法制上の論拠といたしておるものであります。実は片山内閣の当時、新憲法が実施されたのであります。この片山内閣当時政府提案の法律案が出るということで、非常に疑問に思つて、このことについては私は非常に論争をいたしたのであります。ところがその論争をいたしたことに對する答へは、内閣法の五条だけをたてに

明があつたのであります。しかしこれは學説上から言ふならば、非常に疑義があります。私個人から言へば、これは非常な間違ひな議論であると思つておるのであります。(個人の意見じゃない。提案者の意見を聞いておるのだ)と云ふ者あり。提案者の意見です。提案者と綱島の憲法に対する意見は不可分でございます。綱島が提案者である場合は、それについては不可分と御解釈願ひます。

憲法七十二條には、「内閣総理大臣は、内閣を代表して議案を国会に提出し、一般國務及び外交關係について国会に報告し、並びに行政各部を指揮監督する。」とあります。このうちに議案という字がたまたまあつて、法律案も議案の一つだからやういふことは内閣総理大臣に提案権ありといふ解釈を、當時の社会党内閣においていたされたのであります。それが日本憲法史上遺憾なことだと存じております。何となれば七十三條に内閣の持つすべての権限を書いてございます。その七十三條には「内閣は、他の一般行政事務の外、左の事務を行ふ。」とあつて、一般行政以外のものは七十三條に提げてあるもの以外はやれないのです。それは「法律を議決し執行し、國務を總理すること。」「外交關係を處理すること。」「条約を締結すること。但し事前に、時宜によつては事後に、国会の承認を経ることを必要とする。」「法律の定めるところに従ひ、官吏に關する事務を掌理すること。」「予算を作成して国会に提出すること。」「このうちやういふことと、それから政令を出すといふことと、それから大赦、特赦、減刑、刑の執行の免除及び復権を決定すること。」「これだ

けしか内閣には権限はないのであります。従つて憲法七十二條、七十三條の規定によれば、内閣は法律案を出せるわけはないと思はれるのであります。これを學問上は理論の分裂を來した立法がなされておつて、先ほど申し上げますように、内閣法の第五条には法律案を出すことができるという規定がなされてゐるのである。この責任はどが負うかといへば、むしろ立法機關がかような立法をしたことのため

に起つたことで、そのために學者間には非常な論争がございます。有名な憲法學者で私と同様な解釈をとつてゐる人は、たとえば最高裁判所の河村判事、佐々木惣一博士等はすべてこれをとつておられる。従つて議員立法ならば予算案をつけぬでいいという理屈にはなりません。先ほどの御質問のうち、予算案を用意しておくべきだ、こゝういふ御意見がございましたが、これは私、ちようだいたしたかねます。議員の立法はその権能において法律としての拘束力を持ち、内閣は忠実に法律を行つ義務を負つておるのでありますから、従つて予算をこちらで用意していく必要はありません。むしろ内閣が義務づけられるわけでございます。ただ問題は、行政事務の一つとして予算の編成及びその執行といふことが内閣の持つ専權でございますので、この法律の場合には別な場合として、この法律の場合には予算の範囲内において規定してございますので、従つてこの際に、全部が期間中にできなかったといふことが、特別な悪意に基かざる限り、さほど責めなければならぬといふこともないように存じますし、この点は多分質問者と意見を異にすると

思うが、予算の範囲内においてという規定がこの法律ではございますから、予算の範囲内において十分なる予算を組まなかつたといふことについては、多少の政治上の議論はあるにしても、法律上の違反と認むべきほどのものにはならないと存じております。

○原政府委員 大蔵省といたしましては、今回の延長の法案についてどうかというお話でございますが、賛成でございます。

○川俣委員 ここで綱島提案者と憲法論をやるつもりはない。堂々と憲法の解釋論をやられたからには、その責任を當然追及していかねければ、提案者の趣旨は満たされないのではないかと思ふので、さらにお尋ねするので、制立法の立法は、法律案の基礎と申しますか、起案、提案、審議、議決であることは、これは申すまでもない。従つて法律案の起案及び提出は、当然に国会の独占するところであるといふ解釈を綱島さんがとつておられるようであります。従つて行政権によるところの法律案の起案及び提案権は、憲法の四十一條に反するし、七十二條にも反すると、こゝういふ御解釈だと思ふのであります。こゝういふ御解釈の上で立つて、そこで私はこの際あなたにお尋ねいたしたいのですが、なぜそれでは時限立法にしたか、国会の意思は五年でこれを完成しようといふことではなかつたのかどうか、それでなければ時限立法は意味をなしません。五年間に完了するといふのが国会の意思であつたと思ふ。従つて五年間に完了するんだけれども、年度割については、その予算の範囲内において、法律の命するところによつてやらるべきであります。

○綱島委員 この五カ年間でやらねばならぬといふのは大体五カ年間で大方できるだらうといふことが立法者の希望の考え方であつた。そこですべて行政事務といふものは必ずしも金きを得ません。いかなることでも、橋を一つ作るのでも、予算を十分組んでおつてもそれ必ず年度内にできるとはきまらない。予算の執行は編成もすべて年限をきめて、必ずそれができるといふ実例はございません。およそ五カ年を目標として、政府の予算編成権の範囲内において妥當な予算を編成するのであらうといふ希望のもとに立案されたことには間違ひございません。しかし一方この法律の中に予算の管轄内において規定してあることは、必ずしも年度内のやりくりだけの範囲内と見たものとは解釈いたしかねるので、すべての事業においてもやはり相当期間において、その当該年度の予算に該當することをやういふことになつてゐる。勢い多少の目安のズレもありましよう。そのためにこのたびの時限立法を延期いたさねばならぬといふ

しょう。年度割は別です。しかしながら五カ年にこれを完了するといふのが法律の趣旨であつたと思ふ。そうでないのならなぜ永久立法にしないか。五年の時限立法にしたといふことは、短期間にこれらの恵まれない地帯を振興していこうといふのがその本旨であつたと思ふ。おくれたところの農業地帯をすみやかに振興させようという意図でこの法律ができた、私はその理解してゐるので。何年かかつてもいいといふのだつたらこゝういふ特殊立法はできなかったんじやないかと思ふのですが、この点はいかがですか。

実情になつて参つたことも事実で、これも提案理由のおもなる理由の一つに相なるわけでございます。時限立法であるためにはこの範囲内で予算をつけなければ必ず違法であるということをはちよつと申し上げかねるかと思存します。

○川俣委員 私はずなれば時限立法にしたかという説明がまだ十分ではないと思ふ。次に問題を発展させるためにどうしてもこの点をお尋ねしておきたい。一体なぜ五年の時限立法にしたか、これは提案の説明の中にありますが、とにかくも恵まれない地帯の——日本の土地条件からいって、こういう土地条件の中に農民が営農をしていかなければならないということは、日本の過剰人口をここでなお保つておるのであります。単に農業の面からいって、こういう地帯を開発することが妥当かどうかというところが疑問になつてくるだらうと思ふますけれども、あえて提案者がこの立法をいたされたゆえんのもの、これは、これだけの大きな人口を抱え、父祖伝来の居住地においてその農民を安定せしめようという大きな国策から出たものだ、私はそう理解する。従つてこれは非採算的であるとか、経済効果が上らないとかいうことで放任されておつた地帯に対する特殊立法だと思ふのです。しかもそれは早期にこれらを振興していこうという意図だと思ふのです。しかしながらこれは議員立法で、期限がないんだということと予算の裏づけも不足であつたというのなら、私は見解は別なんですけれども、これもやむを得なかつたと思うが、提案者のように堂々と議員立法は少くとも行政府の立法よりも優先すべきだとい

う見解を述べられ、あるいは行政府の法律案などは憲法に違反するんだとまで広言されたからには——広言されなければならぬです、広言しておいて法律を出してやりながら、予算の範囲内においてこれをやらねばならぬと云う。予算の範囲内とは違つていふ。臨時立法としての予算の範囲内なんです。大体まだ年度中ですよ。まだ補正予算を組む余地もあるんです。まだ四年しか経過してない。この四年で何パーセントやつたのですか、法律を作つたからには、半分以上やりましたというならばまだ成績は下にいたしまして、もういさすべき点があります。まだ二十何%しかできていない、特殊立法をもうあそんでおる。農民にすれば、五年間でできるという期待を持っておる。さつき足立君はもと指定を拡大したかどうかと言つておるが、ほかの方はみなできたと思つておるのですよ。ところが指定したところでもまだ二十何%よりできていない。これは提案者みずから侮辱されておるが、またもや提案するということは提案者の權威にかかわると思ふます。まだもう一年あるのではありませんか、しかも与党なんです。野党ならやむを得ません、与党なんです。何でもできるやうな顔つきをされて、すべてに臨んでおられる。しかも陳情者を連れて、法律ができれば五年間でできるのだといつてやつておられるのであるが、なぜこの最後の一年間にしなすける勇氣がないのか。この一年間で半分だけでもやつてみせるという熱意があるならば提案者の資格があると思ふのであります。半分のやらないでもう一べん延期しますということでは無責任ではな

いかと思ふが、この点はいかがですか。

○綱島委員 提案者の資格の問題であります。議員諸君は提案者の資格を同様みな持つておられます。皆さんも提案者でいらつしやいます。私は提案者じゃないと呼ぶ者あり。あなただけはそうでないけれども、他の人は全部提案者であります。そこでそれは一体どういふわけで事業の進捗度がそれほど遅滞しておるのにまた提案するの、もう一つは、与党でありながらなせ一年残つておるのに完成するやうな努力をしないのか、こういう御質問であります。諸般の事情より考えまして、今の情勢からあとの一年間にこれをやり遂げられるかどうかとは想像されぬ事柄でございますので、それであと五年を延期して、おくれたところを取り戻したいということがこの提案の理由でございます。そこで資格があるかというお話であります。これは努力は大いにしておるので、ただ予算がそれほど組めないで困つていゝ事情は与党も野党も同一でございます。これは皆同様、このことを農村のために私どもはやる資格は十分にあると考えております。

その他資源の保全、開発に適切な考慮を払つて政令で定める計画基準に準拠するものでなければならぬ。となつてゐる。すべてこれが包含されるということになつてゐる。あえてこういう特殊立法を作らないでも、既存の法律で十分やり得る。何にも区別された必要はない。これを区別されたのは何かという、五年間でこれを完成したいという特殊立法なんです。特殊地帯に対して他よりも優先的に五年間でやろうというところにあつたと思ふのです。そうでなければ既存の法律でやれるのです。土地改良法その他によつて十分やり得るのです。ですから予算編成を見ますとちゃんとそういうふうになつてゐる。特殊立法扱いを一つもしてありません。五年間で完了しようなんというやり方はしてありません。これは与党がおそらく同意して通したのだらうが、その中には特殊立法扱いをしておりません。離島振興だけですよ。そこでただ五年を延ばすというのは無責任ではないか。従つて現在までの状態を見ましても、実際おくれでおる地帯、こういう恵まれない所でもつてなおし営々として働いておる農民、過重な労働をしいられてそこに生活をいたしております農民に、一日でも早く、少しでも手厚い農業振興政策を講じてやろうというところにこの特殊立法の本質があるのだと思ふ。それをみな期待してゐるのではないか。その期待を裏切つたのは政治家じゃないか、与党の連中じゃないか、こうおそれるやうであらうと思ふから私は念のためにお聞きしておる。提案者にそういうお尋

道だけであります。ほかと比べて率の高いのはこれだけです。法律がなくともこの程度のことは進捗しておる。そういううすきなことではだめですよ。予算の総額を見てもらふなさい。特殊立法らしいもので効果をあげておるのは離島振興だけです。これは別枠をとつてゐる。積算法でも湿地地帯でも、あるいは畑地振興法でも、できた年だけはプラス・アルファになつてゐることは認めます。この急傾斜でも最初のときだけは確かにプラス・アルファになつてゐることは認めます。あとは土地改良事業として予算を組んでゐるだけですよ。何にも特別にプラス・アルファになつておりません。土地改良の総額が減れば急傾斜地帯の総額も減り、積算地帯の予算も減るだけです。別にこの法律ができたことによつて、幾分でも恩恵を受けておるの、先ほど事務局から説明がありました農道だけです。しかもこれは率なんという大きなことを言いますけれども、今までも特殊地帯に対する農道について、こういう急傾斜の法律案ができたために補助率が高まつたものはございません。既存の法律で十分やり得る。あなたは既存の法律を知らないからそういうことをおっしゃる。土地改良法にはちゃんと書いてある。第一条「この法律は、農業経営を合理化し、農業生産力を発展させるため、農地の改良、開発、保全及び集団化を行い、食糧その他農産物の生産の維持増進に寄与することを目的とする。」「土地改良事業の施行に当つては、その事業は、国土資源の総合的な開発及び保全に資するとともに国民経済の発展に適合するものであり、且つ、土地利用、森林

ねいたしておる。

○綱島委員 御説の通り土地改良法でもやれぬことはないのです。ところが実情としては特殊地帯については一向やらないで、それこそほとんどへもひっかけないような態度で従来やってきておる。大体は平原地帯ばかりやって、こういう辺陲地帯にはほとんど意を用いていないのが従来の経過でありまして、そのためにこの法律が生れてきておることは御説の通りであります。しかしそれでも幾分はやっておるのです。そのやる度合いはあなたのおっしゃる通り、これは非常に不十分でございます。また与党だから多少の責任を感じぬかということ、御説の通り責任は感じます。責任を感じるからおさらこの立法を延長いたしておる。そこは責任を感じるならするに及ばぬというように、責任を感じるならなおさら全きを期するための努力を継続しなければならぬということの見解の相違でございます。この点は何年やっても到着点はございませぬ。私どもは御説のような責任を感じるから、なおさらこれを延長して、でき得る限り全きを期さなければならぬ。与党であるからなおさらこれは努力をいたさなければならぬという御説については、もう少し異議はございませぬ。その通り考えております。

ただ問題の異なるところは、不十分だから提案することはだめじゃないかという意見と、不十分だからなおさら提案しなければならぬじゃないかという意見の相違だけでございます。

○川俣委員 基本法がないためにやれないなら別ですが、基本法はある。予算さえ基本法に基いてまんべんなく出

せば行き渡るのは当然なんです。特殊立法を作る必要はないのです。予算が少いから、少い予算を分配しようと思つてこういう法律を作るだけなんです。十分にこの基本法に基いて予算を組んでいくならば、あえて特殊立法の必要はない。予算を組めない器狭さが特殊立法によつて免れようとする。これは卑怯な態度なんです。本来であれば基本法に基いて十分予算をつけていかなければその目的は達せられる。これはなおさら農地局においても当然やらなければならぬことである。予算が不足だからその配分が山間地に至つていないということになると思うのです。問題は予算の裏づけが足りないというところから特殊立法ができたと思うのです。

それから大蔵省に聞きたいのですが、今までは大蔵省は、なるべく総花的な予算の配分はやめよう、予算が細分化されることはやめようというように考え方でおられるようですが、どうなんですか。昨年の予算総則なんかを見ましても、総花主義を廃止する、予算の細分化は廃止する、こういつておられる。それとこれは矛盾するとお考えになるかならないか。

○原政府委員 物事には大きいものと小さいものとがございます。初めから小さいものは小さいものでしかなく、だから小さいものは全然いかぬとは思いません。大きいものは大きいなりに、小さいものは小さいなりに、それその事業をやる場合でしたら、その事業を経済的な速度でできるようにやろうというのが予算を一番効率的に使う道であらうと思つて、従いまして小さなものでありまして、やるに

當つてこれをまた非常にこまかい額をなおこまかく分けて、こまかくやるということとは、大きい事業について長年かかつてやるのと同じような効率が出来る。そういう意味でわれわれ総花といひますか、経済効率に合わない、ぼろぼろとつけるというよりはよろしくないというふうに申しておるわけでありまして。ただいかにも気前よく聞えますが、予算総額はなかなか苦しいので、その中で五億なら五億の金を使ひます場合に、おれもおれもということやられると結局ぼろぼろになるから、順を追つて集中的にやつていただきたいということ申しておるようなわけでございます。

○川俣委員 原次長は答弁を左右していません。速記録にちゃんと載つておりますから、あとでそれを弁解しないようにして下さい。そういういたしますと、この立法に賛成だ、こう言う。この立法ができなければ、土地改良法によつてだけでは、基本法だけでは、こういう山間僻地の恵まれない地帯、傾斜地帯には予算はつけられないという解釈なんですか。この法律ができたからつけられる、こういう解釈なんですか。私はそうでなくて、あなたの方は従来は、こういう特殊立法がたくさまできてきて、予算が細分化されることは好ましくないというふうに聞き及んでおつたからお尋ねしたのです。そうじゃないという解釈ですか、どっちなんですか。はっきりして下さい。

○原政府委員 基本法だけで急傾斜地帯に予算がつけられないということはないと考えます。

○川俣委員 それじゃ別にこの法律ができて、さらにプラス・アルファする

る、こういう意味ですか。そうじゃないでしよう。あなたの予算の提出の仕方を見ますと、事務的に組んだのを閣議で承認を得たのでしよから、なぜ別ワクにしなかつたか。これは基本法でやれると思うから別ワクを作らなかつたと思うのです。さらにまたこの法律が必要だというからには、別ワクをつけてやろう、こういう意図なんですか。この点ををはつきりして下さい。どうもそのときそのときの答弁ではだめです。提案者の答弁を聞いておると、その提案者に賛成するような答弁をする。予算のときにはまた別の答弁をするから食い違いができるのです。

○原政府委員 基本法でもつけられないことはないと思いますが、こういう特殊立法ができた場合に、それが影響力を持つということも事実であらうと思ひます。そこでワクを別にするかどうかということは、またおのずから別個の問題で、予算の効率的な使用のためには、他の地域と一体として計上して、実情に応じて配分していただくという考え方もあるし、ワクを別にしろという考え方もあると思ひます。ただいま前者の考え方でやつておるということでございます。

○川俣委員 どういうわけで前者の考え方でやつておられるか。綱島提案者の意見によりますと、これは別ワク建がほんとうだという提案の仕方なんです。提案者の意思に基いて、そのでき上った法律に基いて予算を組むとすると、別ワクでなければならぬはずなんだが、あえて別ワクでないところの理由はどこにあるのですか。

○原政府委員 これは予算の積算に当りまして、別ワク、別ワクでないとい

う議論にいたしましたけれども、全然ワクがないというのではなくて、積算の際に腹づもりはいたしておるわけでありまして。ただそれを国会の議決によつて、このワクは右、左行つちやならぬというしきりを、この地域と他の地域との境につけるかどうかという意味においては、それまでの必要はなからう。また実際に行政でやられる場合の腹づもりという意味での金額ははつきりいたして、つけておる。三十一年度はたしか三十年代よりも相当増額いたしておるのに記憶いたしております。あまり経費を右、左に動かさないというようない固い意味のワクは建てない方がよろしかろうというふうに申し上げたのであります。

○川俣委員 それでは、これはまだ問題が残つておりますけれども、時間の節約上次に進展させますが、大蔵省は、今まで予算をつける場合に、経済効果というものを非常に問題にしておられるようですね。あなた方たびたび会議を開いて、経済効果があるとかないとかいうのですが、どうも私にはわからない。大蔵省事務当局のいわゆる経済効果とか、あるいは非採算的であるとかいうことはどういふことを指して言われるか。これは一般の世間の觀念とだいぶ違ふようですから、あらためてこの際お尋ねしておきたい。

○原政府委員 一般に、たとえば土地改良を例にして申しますれば、土地改良の結果、米で例をとつて申しますれば、お米が一石よけいとれるようになるための金が幾らかかるかというのを計算して、ある土地改良の計画では二万円あればできる、ところが他の計

画は三十万円もかかるというようなことがありますが、その比較はおのずから明らかである。やはり経費の効率という見地からは、安い費用でよいことができるというものをとるべきであろう。もちろん、ただいま御審議になつておりますこの特殊地域、これは生産力の低い地域であります。そういう意味において条件の悪いところであつて、そういうところにおいて、先ほど来おっしゃられておる土地と農民とのつながりという問題はもちろんなあります。が、すべてやはり経済的な効果を一方に考え、同時にそういう地縁的な関係も考えつつ、事柄を科学的にきめて参りたいというふうに考へて、経済効果の測定、判断ということに欠かしてはならぬというふうに考へておる次第であります。

○川俣委員 私には経済効果を考へてはならないという議論をしてないです。一つもそんな議論をしてない。ただ大蔵省限りにおいてしか通用しないような経済効果だけをあげておる点を今指摘しようというところで、あなたの見解を聞いておる。そこで農林省にお尋ねします。大蔵省が言うところの非採算的とか経済効果が上らないとか、あるいは経済効果を把握したいというところで、あなた方だいぶ予算を削減されたらどうかというふうですが、大蔵省はどういうことを経済効果と言つておるのか。農林省の見解と大蔵省の見解と同じですか。私はこの見解が違ふんじゃないかと思ふんですが、この点をお尋ねしておきます。

○小倉政府委員 経済効果と申しますといういろいろの意味がございますが、私

も今やつております場合の経済効果判定の基準は、ただいま原次長からもお話をございまして、石当りに幾らかかるとか、反当の事業費が幾らとか、増収額と支出額との比率とか、こういったものが経済効果判定のおもな基準になつております。それで果して十分であるかどうかということになります。なお私ももととして検討しなければならぬ部分がございます。単なる増産という効果だけではなくして、たとえば田植等の過重な労働が軽減されるか、そういった意味のいろいろの効果ということも、これまた経済効果には違ひないのございします。今のところ的確にそういう効果をはかつてどうというところまでにはまだいきかねておるような実情であります。

○川俣委員 そこで私が非常に疑問になつてきて、先ほどなぜ基本法でやれないか——これはやれるんですが、なぜ特殊立法を作つたか。基本法で事業を執行する場合は、大体一律の経済効果をいうことが基準になると思うのです。そこで特殊立法というものは、その基準ではどうも予算の裏づけが不足になるおそれが出てくる、または見落しされることになつてくる、従つてそういう特殊立法を作つたからには、一般の基本法と基準を別にしなければならぬというところに、私は特殊立法の本質があるのだと思ふ。そこなんです。それをただ無責任、特殊立法を作れば予算を多くとつてやるということ、これは代議士の選挙運動だけです。最も誤まれる考え方なんです。単にきげんをとろうとするだけの話なんです。本来はそうじゃないのです。基準が違ふところに特殊立法の必要性が

生まれてきておると思うのです。湿地帯にしても海岸砂丘地にいたしましてもあるいは急傾斜地にいたしまして、既存の経済効果というようなことの基準ではとうてい合わない地帯を特別に見てやろうという場合には、基準が違ふなければならぬはずなんです。そこをどうなんですか。従つても、もしもこういう地帯で農民が仕事をしなければ、失業対策費としてまた別個に予算を組まなければならぬ、別に人口問題を解決していかなければならぬ。これらの人々が経済効果の上らないようなことをしておるなら、どこかでこういう人々を収容するようない施策を国が講じなければならぬ。それよりもこの山に落ちつかせておいて、古来の山を耕させることの方が、総合的な面よりもより経済的だということもあると思ふのです。従つて、幾らつぎ込んだら幾ら増産される、そんなことだけを考へておつたのでは、特殊立法の意味をなさないので、そこでお尋ねするのです。基準が違ふなければならぬはずなんです。あなたの基準だと、特殊立法なんか必要ないということになる。大蔵省の説明でも、別にこういう特殊立法は必要でないというところと同じことです。非採算的な土地条件の中にある、経済効果の上らないところにおけるといふ特殊事情を認めて立法化した、こういうことになつておる。従つて基準が違ふなければならぬ。農道にしてもそうです。人が非常に多く通るところの農道と、山の中の農道と同じ金をかけても、利用が少いことは当りまえです。そういうことで農道を山の中につけられな

い、利用率が少いということだつたら

農道は山にはできない、そういうことではなくて、この法律にある通り、過重な労働をしいられておる、これを緩和してやる、こういうことでしよう。過重な労働を緩和しても、経済効果はすぐ上つてきませんよ。直接上るものではない。間接的には農民の安定策ではありますけれども、農道をつけたから、幾ら金をかけたから幾ら効果が上るというところでは、山間部の農道はできるものではありません。利用率が少いのです。人口が希薄なんです。その恵まれない環境においてなお過重な労働をしいられておるから、それを緩和していかうというのが特殊立法のねらいなんです。だから経済効果経済効果ということを言うけれども、従来の経済効果を正しようというところはこの立法の趣旨があるのだ。あなたはそう理解していいのですか。そう理解しなければ、特殊立法に賛成だというのはおかしいですよ。小倉局長どうですか。

○小倉政府委員 経済効果と申しましても、ただいまのところまでは、お説のようにいわば増産効果ということにあまりたより過ぎておる、特に特殊立法が行われた趣旨につきましても、今お述べになりましたように、確かにそのお述べになりましたように、確かにそういう御趣旨だろうと私も考へるのであります。しかしながら増産効果以外の経済効果につきましても、的確な基準がなかなかむずかしいのございします。また地帯によつて全然基準を違へてしまふれば、地帯別にどういうふうな予算を配分するかというやうなこともまたむずかしくなるといふ難点も生じてきますので、特殊立法の趣旨を尊重いたしまして、そういう

含みでもつて予算をつけて参るといふことはもちろん必要でございしますし、これまでもそういう意味で努力して参つたのであります。今のお説のような別途の基準というところまでは、まだ進んでおりません。しかし私どもの経験なりあるいはこれからの調査なりによりまして、いわば行政技術がもっと進歩いたしますれば、そういう趣旨をもっと十分具体的に取り入れるかと思ひますけれども、今のところ、別途基準を作つてその基準によつてこうだといふはつきりしたところまでは、実は参つておらないのであります。

○川俣委員 まだ大蔵省にお尋ねになりますか。

○川俣委員 まだまだありますよ。今の点について大蔵省の見解を聞きたい。

○原政府委員 農地局長の言われた通りであると思ひます。おっしゃる通り、増産効果だけでなく、地帯の特性を入れた考え方というものはもちろんあると思ひます。そういう考え方をとるべきであると思ひますが、増産効果というものは非常にきつり数字に出ますが、地域の特長性を入れた計数は数字に出にくいというやうなことから、ただいまの段階では、ただいま農地局長の言われたやうな農地行政にならざるを得ないというやうな考え方であります。

○川俣委員 あなた方は特殊立法は賛成だとおっしゃるんですが、賛成だといふことは、特殊な基準を作ることに賛成だ、ということになるのじゃないですか。それなら基本法でやれるのですよ。やれないところがあると

いうのは、基準が違ふところにある。同じ基準だとやれないところがある。同じ基準だと取り残される、取り残されては困るから特殊立法を作ったとこういうことである。従つて新たな基準を見つけていかなければ、これは五年延長しても、十年延長しても同じことです。百年延長しても同じことです。そこで聞いておるのです。

○原政府委員 おっしゃる通り、この法律がありますために、同じ基準ではいけないであろうともやるといふことになつておるのだと思ひます。しからば基準の違ひ度合いはどれだけかといふに言われましても、それをつかまえるだけの科学的な計数は出て参らないといふことを申し上げておるわけでありませう。

○川俣委員 そこでお尋ねしますが、基準などを作るために審議会を特に設けて、審議会などを開くわけですね。この主体はどこになつておられますか。これは法律では総合計画を農林大臣がやり、審議会でも、それから下になると町村長が主体になつてやるようになつておるのじゃないですか。

○綱島委員 この条文に書いてあります通りでございますが、一応の大枠は農林大臣がきめて、それを告示をする、知事がそれに基いて町村までの計画を立てる、そしてそれによつて運営をしていく、こういうことになつておりますが、さて審議会はどうかとを考へておるのかといふ、権限の範囲は若干限定してございませんで、総括的なことを審議して参る職務があるものと存じております。

○川俣委員 この法律によりまして、市町村長の定める農業振興計画、農林

大臣の定める農業振興計画、都道府県知事の定める農業振興計画の変更等が基本になつておる。これは大体実施より計画の機関だ、計画をして予算化させる機関だ、こう見てよろしいと思ひます。これと衝突するようなものがある場合はどうなりませうか。この法律をどうしようとする意思はお持ちになつておられますか、この点を伺ひたい。

○綱島委員 法律をどうしようという意

思はございませぬ。
○川俣委員 そういたしますと市町村長の定める農業振興計画などはこれは重要事項と見、あるいは農林大臣の定める農業振興計画もこの法律の重要な事項として改める考え方はない、こう理解してよろしうございませうか。

○綱島委員 その通りであります。

○川俣委員 そこでそれではお尋ねいたしますが、この審議会は、自治庁の次長、大蔵事務次官、農林事務次官、それから経済企画庁次長、都道府県知事、あるいは都道府県議会議長、市町村長、市町村議会議長等を含めて、これは相当審議会が権威あるものとして出発しておるわけですが、これ以上のものは考えられませうか、これは今のところ最大だと思ひます。これ以上のお尋ねはどうか、この点お伺ひしたい。

○綱島委員 一応ここらが妥当だと存じております。これ以上のものは絶対ないとも想像はいたしておりませぬが、まあ一応ここらが妥当だと存じております。

○川俣委員 そういたして参りますと、ここで大蔵省にお尋ねいたします

が、こういう振興計画を立てておるのは他にたくさんある。たとえば畑地農業改良促進法、あるいは農業機械化促進法もそうだと思いますが、積雪寒冷地帯地帯振興臨時措置法、それから特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法、渾田単作地帯農業改良促進法、海岸砂地帯農業振興臨時措置法、ともにこれは総合計画を審議会が決定する、これはいよいよ計画機関を必ず持つてゐるものなんです。そこでこれだけいろいろ特殊地帯に対するものをほとんど網羅して参りますと、日本の全地域がこの対象になるような格好になつておる。そのほかに総合計画なんというものはなさうに見えますが、まだ大蔵省はあると思ひますか、どうですか。

○原政府委員 おっしゃつたような意味におきまして特殊立法全体を見ますと、特殊じゃなくて全国をカバーしてしまつてゐるという意味で、結局特殊立法のアクセントがお互いに相殺し合つてゐると思ひますが、やはり特殊立法はそれで特殊な立場で立法目的を持つておられますから、全体的なシステムというものはあるべきじゃないかと私は考へます。

○中村(時)委員 議事進行。実は私の方で所要の要件も至急にでき上りましたので、はなはだ恐縮なものでございませうけれども、ちょうど時刻も昼時になつておりますから、ここで休憩し、本会議終了後継続して、本日中午にこれを採決せられんことをお諮り願ひたいと思ひます。

○村松委員長 休憩して本会議終了後再開の動議がございしますが、さうに

いたして御異議ございせんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○村松委員長 御異議なしと認めます。
午後四時四十分休憩
午後四時五十分再開

○村松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。
急傾斜地帯農業振興臨時措置法の一部を改正する法律案を議題といたし、審査を進めます。質疑を続けます。川俣清音君。

○川俣委員 経済局長にちよつとお尋ねしておきたい。農業委員会等に関する法律の二条、一項は経費を負担する、二項は補助するといふふうになつておりますが、この二項は二はどういうことを意味しておるのであるかお尋ねしたい。

○安田(善)政府委員 農業委員会等に関する法律の二条につきまして、国は毎年度予算の範囲内においてその経費を負担するといふ一、二の号について御質問がありました。二項は、農業委員会等に関する法律の二条の二「都道府県農業会議の経費のうち第四十条第一項に規定する事項であつて政令で定めるものに係る会議員及び職員に要する経費」こういうのは何をさすのか。

○安田(善)政府委員 農業会議の行う事業で政令で定めておられますと云へば農業振興計画等農業委員会を指導するに要する経費、去年の予算でも本年度の予算でも三千万円組んであるものと思つております。

○川俣委員 どうも恐れ入つた答弁ですが、四十条の一項には「都道府県農

業会議は、農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項を行う」というであつて、国から委任を受けた事項に對して国が負担をする、こういう意味でしよう。それでしよう。そういうことをあいまにしているから、いろいろ出てくる法案の整理がつかないのです。これは農地局長にお尋ねしますが、法律を出してゐるときにはほかの法律との関係がどうなつてゐるかといふことをしつかり調べてから出してこないと、これは権威に關しますよ。この間の開拓者資金融通法なんかでも、旧農地委員会がなくなつたからといつて、あれはもうやめた、一方農業委員会の方は農業会議所と読みかへることになつて、基本法の農地法には残つておる。農業会議所の第一項はこれは残されておるのです。そこでこの委任事項について予算はちゃんと組んである。ところがこれはもう農地委員会はなくなつたのだといふと、この農業委員会法の一条によつて組んでいた国の負担は要らないといふことになつてくる。基本法の農地法の中にはちゃんとこれは読みかへるように出てゐる。それを受けて立つたところの開拓者資金融通法の方は要らないのだ。これは決してものを突き詰めて苦しめるという意味ではない。ちよつと答弁願ひたい。

○小倉政府委員 ただいまの農業委員会等に関する法律の第二十一条第一号のお尋ねであつたと思ひますが、この趣旨は都道府県農業会議がやつてゐる仕事のうち、法律上いわけの事務とも称すべきものにつかましては国が負担をする、その他の項については一部補助ができる、こういうことであ

る。農業会議所と読みかへることになつてゐる。基本法の農地法には残つておる。農業会議所の第一項はこれは残されておるのです。そこでこの委任事項について予算はちゃんと組んである。ところがこれはもう農地委員会はなくなつたのだといふと、この農業委員会法の一条によつて組んでいた国の負担は要らないといふことになつてくる。基本法の農地法の中にはちゃんとこれは読みかへるように出てゐる。それを受けて立つたところの開拓者資金融通法の方は要らないのだ。これは決してものを突き詰めて苦しめるという意味ではない。ちよつと答弁願ひたい。

ります。

○川俣委員　そうするとこれは旧農地委員会の持つておいた権限を農業委員会が継承した分について国が負担をする、こういうことですね。従って農地法のような権限規定においてはなお適用している、こういうことになっていくのです。もちろんあなたの方を前にして試験をする意味じゃないのです。

○安田(善)政府委員　私はさっき先生の御質問を二項と間違いました。一項の第二号は第一号会員と第六号会員だったと思いますが、農業会議の構成員となるものの農地委員それから学識経験者、そういう人の性質から申しまして、農地法の運用の事務に關しまして仕事をせよという場合に、かりに職員でありました場合にその費用を負担するというではありません。

○川俣委員　その通りです。「農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項」ということなのです。そこで開拓融資のようなときにこの法令その他の事項がだんだん減っていくと権限が薄らいでくるのじゃないかということとを質問しておるのです。「農地法その他の法令によりその所掌に属させた事項」ということ。この事項を基本法でだんだん授權を削減して参りますと、農業會議所の一項というものが消滅していくことになる。そういう意図であつたのかどうかと聞いた、ところが農地委員会がなくなつたからこれは要らないのだ、ほかの法律ではちゃんと授權資格を持つておるのです。そこでなぜこんなものを出したのか。きのう通つた案をけちつける意味じゃないのです。

ゆる審議會は町村長の定めたる農業振興計画、農林大臣が定めたる農業振興計画、府県が定めたる農業振興計画、審議會の意見を聞いてやるという建前になってゐる。そして各大臣や各府県、各市町村が立てた総合計画を持つておる町村は幾つあるかというところ、これは合併町村みな合わせますので数字は正確ではございませんが、私の手元では八千二百五町村、こうなつておるのです。この中には合併前の町村も入つてゐる。現在は五千町村と言われおつてゐる。こういう計画に入らない町村は一割ないのです。五百町村もないのです。四百二、三十の町村より多いと思ふ。四百二、三十の町村以外の約四千五百町村というものはおののおのな総合計画を持つておるということになつてゐる。その上に新しい総合計画なんというものをまた持つてくるのはどういふわけですか。持つてくるか持つてこないかわからぬけれども、持つてくるとすればおかしいじゃないか。みんなりっぱに農林大臣の指定した、府県知事の指定した総合計画というものが各市町村に立つてゐる。ただ予算がないために実施できないでおる。計画はもうできておる。さつきから問題になつてゐる通り、計画を立てても予算裏づけをしないためにさらに五六年延長しなければならぬ。これはどういふわけですか。

○安田(善)政府委員　ちょっと失礼を申し上げるかもしれませんが、御質問がどの法律とかどの総合計画について具体的にどうおつてゐるのかよくわかりませんでしたが、一応理解しましたところでお答えしますならば……。

○川俣委員　それではちよつと説明しますが、今議題になつておるのは急傾斜地振興法、これと同種類のものを議論してゐるのです。違つた種類のものは問題にしていません。いわゆる積寒法、渾田単作地帯、砂地振興、畑地振興、特殊土壌、離島その他類似的特殊の立法のことです。土地改良事業を含む類似的立法、現在農村が持つておつて立案しなければならぬようなものを持つた振興法です。

○安田(善)政府委員　川俣議員のおつしやいましたように、各種の特殊立法もできまして、農業振興計画ないしはその法律に基きます地区などを指定して、そこに農業に關する計画を立てて、それぞれ目的を達しようとしておる法律が多々あることは私も存じておりました。また都道府県農業會議、農業委員會議等にも農業振興計画を農業委員會議等に関する法律によつてすることができ機能も与えられておりました。十分でありませんが先ほど申しましたような予算もついておるわけでありました。ところが予算も必ずしも十分ではありませんし、農業委員會議の構成、都道府県農業會議の構成からいへば十分な機能が發揮できません。そこで、どの法律の農業振興計画とか農業計画とか、あるいはそれに基く個々の法律に基く地区の指定等に照応した農業振興計画がまだ十分できていないので、直接これにマッチするまでに至つておらない過程だと思つておられます。

○川俣委員　それはおかしいですよ。積寒法にいたしましても昨年延長いたしました。畑地振興法にいたしましてもこれを延長いたしております。あるいは急傾斜地についてはさらに三十二年度から延長しよう、こういうことなんです。計画はできてゐるけれども予算が不足だから延長しようということなんです。しかもこうした法律案がみな持つておるところの特質は、たいていは農林大臣の定める農業振興計画に基いて総合計画を立てるといふのが法律の建前になつております。積寒法のごときは特に総合計画を立ててゐる。土地改良ばかりではありません。総合計画を立てて積寒地帯の新しい村作りをやるといふのが建前になつておる。急傾斜地も主として急傾斜地帯における総合計画を立てていこう、こうなつておる。従つてこの目的は明らかで、よく土地改良事業、開墾事業、小団地開発整備事業、経営改善事業を行う、こうなつておる、みな村の総合計画です。みな法律でちゃんとこれをやらなければならぬようにできておるのです。できておることをやらぬでまた別にやり直すといふのはどういふわけですか。じゃこれは要らないといふのですか。要らないなら要らないでわかるのです。なぜこういう計画が立つておるのをやらぬといふおいて、別にやらなければならぬといふ考え方——何か新聞にもちよいちよい出てくるのだけれども、どういふわけですか。ある法律をこれは要らないといふなら別ですよ。反対なら反対でいいですよ。みな総合計画を立てなければならぬといふ言つて立ててゐるんです。みな膨大な計画書が出てきております。この膨大な計画書は法律に従つてできておる。ただ予算がないので実行できないでおる。この計画書をやめて別なものを作らなければならぬという理由がどこにあるか。

○安田(善)政府委員　各種の特殊立法についてそれぞれの目的を立てましたものは、農業振興計画といひ、地区と、あるいは総合計画といひ、地区と、それに重点を置いた特殊立法の特殊の計画と見做すと思ひます。農業會議の委員が手足にもなり、また農業會議の事務局あるいは会員としてのメンバーが努力いたしまして、できる限りの振興計画をお話のように立てておりますが、まだ十分ではありませんので、特殊立法がそれぞれできてきて立法の工合によりましては、公聴會を開いてそこで意見を聞きますとか、農業委員會の委員が地区について意見を言ふとか、そういうふうな別に特殊立法とできておるものであります。特殊立法との關係はさうであります。その他の御意見、御質問はただいま十分によくわかりませんでした。

○川俣委員　十分にわからないというが、これは農林省所管の法律ですよ。おおよそどういふことが目的になつてきてゐるかわかつていなければならぬ。法律を出すからには各局長共同責任を負わなければだめですよ。この局長は賛成してほかの局長が反対してゐる農林省は分裂です。法律案を出すときには少くとも農林大臣が責任をもつて出し、あるいは内閣が責任をもつて出したのです。従つて農林省が出したからには各局長がみな責任を負わなければならぬ。この態勢が最近できていないからばらばらなことになつてゐる。これは議論だからやめておきますが、そこでお聞きしてゐるのです。一方ではこういう振興計画を立てられておる。しかも最高の責任は農林大臣になつてゐる。農林大臣が自分でできた

です。

○川俣委員　今予算書を持ってきますからね。何か新団体でも作って総合計画をやれば予算がつくというようなことを宣伝しているじゃないですか。前からある法律のやつは予算はつけない。別な計画を立てて実施をするならば、それには予算をやるということはどういうわけか。もう少しわかりやすく言えばそういうことだ。

○安田(善)政府委員　どこの宣伝でございますか。

○川俣委員　新団体を作るといふようなことを新聞なんかにあれだけ書き添えて、大臣は漏れたという表現さえしておる。漏れたというからには、あつたに違ひない。大臣の意思でないものだから、漏らした、こう言う。漏らしたというのは、あなたのところのほかにない。大臣は明らかに、速記録をこ

らん下ない、漏れたといっている。おれの意味に反するものが漏れた。デマだとは言わない。漏れた、こう言う。漏れたというからには、あなたのところ以外に漏れる場所はない。ほかの局で知らないのに、あなたのところからでなければ出るわけではない。同じ農林省の内部にすら知らないものを、大臣は漏れた、こう言うからには、あなたのところから漏れたにきまっています。

よ。それでなければ漏れたなどということはない。どこの宣伝ですかと言うが、大臣の答弁の中にある。そこで聞いている。議員立法ならばつけないし、漏れたようなものを作つたような原局ならつくというのはおかしいじゃないか、こういうことを聞いている。やらなければやらないではつきりしていいですよ。それならいいですよ。や

したのを本人ここにおいて聞いております。委員長より、午後はさようなわけですから出席して下さいということを要求いたしております。しかるにただいま調査いたしますとその居所も不明でございます。よってこれを正式の手続をもって呼び出したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○村松委員長 それではさように決定いたします。

○中村(時)委員 そのように正式な手続というより以前に連絡をし、そういう連絡をしているにかかわらず出席をしていないというのは、われわれの非常に不満とするところであります。そのために議事進行に非常に支障を来たすわけであります。だから委員長に、一つ委員会を代表して嚴重にその問題の解決を依頼しておきたいと思ひます。

○村松委員長 委員会の会議の席上において戒告をいたしたいと思ひます。

本日はこれにて散会をいたします。

午後四時五十七分散会